

7月は「同和問題啓発強調月間」 ～すべての人の人権が保障される社会をめざして～

福岡県部落差別解消

推進条例が制定されました

7月は「同和問題啓発強調月間」です。部落差別は、日本固有の人権問題といわれ、その解決を図るため、平成28年に「部落差別解消推進法」が制定されました。そして、この法律を受けて、本年3月には「福岡県部落差別解消推進条例」が制定されました。

この条例では、現在もなお差別落書きや、差別につながる土地の調査などの部落差別が存在し、差別がインターネットなどを通じて社会の中で拡散されたり悪質化したりしていることを大きな問題として捉えています。

部落差別のない社会へ

この条例では、結婚や就職に際して部落差別を防止するため、第10条に「県民及び事業者の責務」が示されています。その第2項では「県民及び事業者は、結

婚及び就職に際して、同和地区に居住しているかどうかの調査をしたり依頼したり、また資料を提供したり流布したりするなど、部落差別につながる行為をしてはならない」と明記されています。

結婚や就職は人生の大きな節目です。その節目に予断と偏見で人権を侵害することは決して許されません。

市でも差別の現実を受け止め、「部落差別解消推進法」や「福岡県部落差別解消推進条例」の趣旨にのっとり、部落差別のない社会を実現するための取り組みを行ってまいります。

PTAの学習会を通して

部落差別をはじめ、さまざまな人権問題の解決には、教育や啓発が必要であると言われています。

市内の小中学校でもさまざまな人権問題について学習しています。また、昨年は多くのPTAの中でも人権問題についての学習会が行われました。

● 問い合わせ先 教育政策課 人権・同和教育担当

同和問題をテーマにした学習会に参加した保護者の感想を紹介します。

差別に対して普段考えずにいましたが、身近なところでも差別が行われていることが分かり、意識を持つて学ばなければと思いました。

知らなくてもいいのでは？と思っていました。生まれた場所や住んでいる場所だけで差別されるのは、やはりおかしいこと。正しい理解が必要であることが分かりました。

7月の同和問題啓発強調月間中は、学ぶ機会がたくさんあります。ぜひ参加して、自分なりの差別をなくす行動に結び付けてほしいと思います。

強調月間の主な取り組み

【筑紫野市の主な取り組み】

○同和問題講演会

●日時 7月20日(土)、13時～12時30分開場)

●場所 文化会館大ホール

●主な内容 ①オープニング 九州産業大学付属九州産業高校と太鼓部の演奏 ②講演「出会いと表現～あることをないことにしない～」

●講師 大湾 昇さん 自身の被差別体験を基にし、

「当たり前」の中に潜む人権課題をユーモアを交えて分かりやすく話します。



＜話します＞

○「わたしからの人権メッセージ」募集 皆さんからのあたたかい「人権メッセージ」を募集します。標語や作文、写真など形式は問いません。

●申込期限 7月末日まで

●申し込み・問い合わせ先 教育政策課 人権・同和教育担当

【福岡県の主な取り組み】

○同和問題啓発強調月間講演会

●日時 7月20日(土)、13時30分～(12時30分開場)

●場所 クローバープラザ(春日市)

●講演 「情報化社会と部落差別解消推進法」

●講師 谷川 雅彦さん(部落解放・人権研究所所長)

○「わたしからの人権メッセージ」募集 皆さんからのあたたかい「人権メッセージ」を募集します。標語や作文、写真など形式は問いません。